

# 山形県入札監視委員会令和7年度第2回定例会議 審議事項の概要

- 1 開催日時 令和8年1月19日（月）13時30分～15時30分
- 2 会 場 県庁1502会議室
- 3 出席委員 委員5名（梅津委員、加藤委員、土屋委員、原田委員、丸山委員）
- 4 県出席者 県土整備部部長、関係部局職員など計28名

## 5 審議事項の概要

- (1) 抽出事案の審議について（対象期間：令和7年4月1日～令和7年9月30日）

### ① 抽出事案1

令和7年度（債務負担行為）置賜文化ホール舞台照明設備改修工事  
【建設工事／指名競争入札／置賜総合支庁建設部建築課】

委員	入札調書の見方について教えていただきたい。今回応札した3者とも最低制限価格にほぼ近い金額だが、最低制限価格に近い金額でも、品質的に問題なく施工可能と考えているのか。
県	県の積算については、定められた単価等で積算しており、最低制限価格を下回らなければ、問題なく施工できると考えている。なお、今回は予定価格を事前公表しており、参加業者間での競争性が働いて最低制限価格ぎりぎりの入札になったのではないかと考えている。
委員	下請業者一覧表を見ると、下請業者が未定だが、これは今後決まっていくことになるのか。
県	そのとおり。契約時に提出してもらったものでは、まだ未定だが、今後、下請業者の実作業が必要になってきた際に、下請変更報告書が受注者から提出されることになる。
委員	指名業者13者中9者が辞退しており、辞退者が多いように見受けられるが、このことについてどう考えているか？
県	理由の聞き取りをしたわけではないが、今回の工事は、文化ホールというかなり個別性の強い施設のため、新築時に関わっていた業者でないと、設備の状況等がわからず、なかなか参加しづらいと指名業者が考えたのではないかと思われる。今回のような場合、一般競争入札にすると、参加者が少なくなるという恐れ

	があったため、今回は指名競争入札を採用している。
委員	工期は令和8年の4月までであり、機器の納入が3月中旬と いうのはずいぶん時間がかかっているが、なぜか。
県	舞台照明の関連機器という特殊な機器であるため、受注生産 で対応しているようなものになる。そのため、メーカーの方と打 合せをして仕様を決定してから製作をしてもらっているので時 間がかかる。

## ② 抽出事案2

令和6年度（明許）流域下水道事業（防災・安全交付金）村山処理区河北東  
根幹線外 管渠診断調査等業務委託

【建設工事関連業務委託／一般競争入札（条件付）／村山総合支庁建設部  
道路計画課】

委員	今後予定している契約変更の内容を教えてください。
県	まず、追加で実施すべきことが判明した箇所追加がある。そ のほか、潜行目視調査という管の直径が大きいところに人が入 って行う調査があるが、その内の一部について、水の流量が多く て人が入ると危険なため、テレビカメラを入れるという業務に 変更した箇所がある。これらに伴い契約変更を行う予定。
委員	金額や工期等は具体的にどう変わるのか。
県	工期は当初工期から変更ない。金額については約200万円程度 の増額を見込んでいる。
委員	今回応札した4者全員が調査基準価格以上で、落札業者のみ が予定価格を下回っており、金額的には一番低かった。入札調書 を見ると、他の3者は評価値が空欄だが、例えば、技術点を足し た場合にも、他の3者が今回の落札業者の評価値を上回ったり しないのか。
県	そもそも、予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者を 落札者とするため、予定価格を上回った3者については、落札者 になる資格を満たしていない。そのため、技術点等を加えた評価 値も算出していない。入札価格が予定価格を下回った1者のみ 評価値を算出している。
委員	事業費総括表の見方を教えてください。
県	今回の業務に関する事業費の内訳を示している。このうちR 6とあるのが、昨年度の予算を繰越したものになる。
委員	この事業費総括表にあるR6の事業も今回の落札業者と同じ 業者が担っているのか。
県	R6の事業は異なる業者が担っている。

委員	同種・類似業務の実績はどのように定めているのか。
県	今回は委託するテレビカメラ調査の規模が全長で2,862メートルであるため、同種業務を2,800メートル以上、類似業務をその1割の280メートル以上の下水道管路施設調査（テレビカメラ調査に限る。）と県で任意で設定した。
委員	全長2,862メートルというのは通しで2,862メートルか。
県	通しではなく各調査区間の合計で2,862メートルである。

### ③ 抽出事案3

令和7年度まちなか賑わい空間形成事業文翔館周辺エリアウォークブル基本構想策定業務委託

【建設工事関連業務委託／随意契約／村山総合支庁建設部都市計画課】

委員	今後予定している契約変更の内容を教えてください。
県	シンポジウムを7月に開催している。当初契約時点では、会場が確定していなかったため、会場を借りた経費などを加味した増額変更を予定している。
委員	今回は2者が提案の参加申込をし、提案前に1者が辞退している。もし、参加申込が1者しかなかった場合は、その1者に決まるのか。それとも公募のやり直しになるのか。
県	県の公募型プロポーザル方式実施要領では、提案者が1者の場合でも、審査員が提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは当該者を最優秀提案者として選定すると規定されている。今回は、結果的に提案が1者のみだったが、各審査員から評価をいただいて、十分その内容でできると判断をしたため、最優秀提案者として選定し、随意契約の手続きを進めた。よって参加申込が1者だった場合でも、必ずしも手続きをやり直すわけではない。
委員	昨年度が基本構想の検討業務、今年度が策定業務と昨年度から引き続き進めている業務だと思うが、密接にかかわる業務のため、両方をまとめて一括で発注しようとはしなかったのか。
県	2か年債務で昨年度に一括発注するという考え方も確かにあると思う。今回は2年をかけて基本構想を策定する計画ではあるが、令和6年度の社会実験の状況や課題等を踏まえて、令和7年度の業務内容を検討することとしていた。今年度の業務委託に関しては、仮に別の業者が受託しても、昨年度の成果をもとに十分に実施できる業務内容であるという認識だったため、別々に発注した。

④ 抽出事案 4

令和7年度（債務負担行為）山形県衛星通信システム第3世代化工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／防災くらし安心部防災危機管理課】

委員	最低制限価格算定表の見方を教えて欲しい。
県	最低制限価格は直接工事費や共通仮設費相当額等に一定の割合をかけて算出した額の合計額（Aとする。）と、入札書比較価格の95%（Bとする。）、75%（Cとする。）の額をそれぞれ比較して定める。基本的にはAの額だが、AがBを上回っていればBの額、AがCを下回っていればCの額が最低制限価格となる。
委員	最低制限価格と同額の入札だが問題はないか。
県	最低制限価格を下回らなければ失格ではないので、問題ない。
委員	2者が同額の入札になっているが、どう考えているか。
県	予定価格を事前公表しており、調査基準価格の算出方法も公表されている。それらを使用し積算した結果、2者ともに最低制限価格と同額になったと想定される。
委員	特殊な機材等であると思うが、具体的にはどういったものか。輸入等が必要な場合に、契約変更が必要になることもあるのではないか。
県	本工事で取り扱う機器は、衛星通信を運用する一般財団法人自治体衛星通信機構が仕様を定めている通信機器である。 今後現場施工していくため、施工を進める中で契約を変更をする可能性はある。
委員	最低制限価格についてもそうだが、そもそも予定価格をどうやって積算しているのか。
県	予定価格は、今回は特殊な工事のため、見積を取って積算している。なお、最低制限価格は、直接工事費や共通仮設費相当額等に一定の割合をかけて算出しているが、この率は、国の率に準じて県で定めている。

⑤ 抽出事案 5

令和6年度（2月補正）環境保全施設整備交付金事業磐梯朝日国立公園竜門山避難小屋補修工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／環境エネルギー部みどり自然課】

委員	2回変更契約を行っており、第1回変更契約は不測の事態のためやむを得ないと思うが、第2回変更契約の内容は当初設計時点ではわからなかったのか。
県	今回の工事は、令和6年度の夏場に現場を確認したうえで発

	注している。しかしながら現場は大変厳しい自然環境の中にあるため、一冬超えると状況がかなり変わっていたことから、改めて変更を行った。また登山の利用客も多いことから、長寿命化の観点からも補修等を行った方が良いのではないかと業者からの提案もあり、屋根の修繕や網戸設置などの増工を行った。
委員	第2回変更契約時に増額しているが、下請結果等報告書には下請業者一覧表の添付が省略されている。下請金額の変更はなかったのか。
県	変更はなかった。元請の方で下請に出す際に変更分もある程度見込んでいたのではないかと思われる。
委員	第2回変更設計書の工事価格の増と第2回変更契約書の増額した金額が一致しないのはなぜか。
県	積算した変更後の工事価格に落札率をかけて変更後の契約金額を算出するため数字が一致しない。
委員	1者応札であったが、そもそも地域要件の拡大などは発注時に検討したのか。
県	地域要件の拡大は特段検討していない。1者応札の理由は、山の上という厳しい現場条件のため、施工できる業者が限られたのが要因ではないかと考えている。資材をヘリコプターで運ぶこともあるが、基本的には職員も作業員等も現場まで歩いていくしかない。

## ⑥ 抽出事案6

交通信号機集中制御化等工事（山形市宮町十字路外63か所）

【建設工事／一般競争入札（条件付）／警察本部交通規制課】

委員	同種工事の施工実績を入札参加資格として設定しているが、今回入札に参加した2者以外に応札した実績はあるか。
県	県内業者による応札実績は合計3社ある。同種（集中制御化工事等）の案件では県外業者が受注した実績もあり、2社のみという状況ではない。
委員	予定価格を事前公表している理由は。
県	信号機の工事という通常にはない特殊な工事のため、事前公表としている。
委員	デジタル化によって具体的に何か変わるのか。例えば他の業者が入札に参加しやすくなるのか。
県	デジタル化というのはあくまで別途契約している信号機の通信回線の部分であり、工事本体にはあまり影響がない。